

エーザイ豊友会

監事監査基準

監事監査基準

第1章 総則

第1条 (目的)

本基準は、本部並びに支部監事が豊友会(以下本会)の会計および財産・業務状況を監査するにあたっての基準を定めるものである。

第2章 監事の定員と選任手続き

第2条 (定員)

本部監事は、本会規程第6条にある3名以内、支部監事は支部の規模に応じて1～2名とする。

第3条(選任手続き)

1. 本部監事は、本会規程第6条にある通り、理事の中から推薦され、本部理事会の審議を経て理事長が承認する。
2. 支部監事は、支部役員の推薦により支部役員会で審議し支部長が承認する。

第3章 監事の職責

第4条(監事の職責)

監事は、本・支部における重要な会議への出席、理事等から受領した報告内容の検証、本会の業務および財産の状況に関する調査等を行い、理事、支部役員等に対する助言または勧告等の意見の表明、行為の差し止めなど、必要な措置を適宜講じる。

第4章 監事監査の環境整備

第5条 (理事長、支部長との会合)

監事は、理事長、支部長と適宜会合を持ち、本会運営の方針等を確認するとともに、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深めるよう努める。

第5章 監査の内容等

第6条（会計監査）

1. 本部事務局長、支部会計担当者から各事業年度における計算書類およびその附属明細書を受領し、重要事項について説明を求め確認を行う。
2. 必要に応じヒアリング、往査その他の方法により調査を実施し、十分に事実を確かめ、監査意見を形成するための合理的根拠を求める。
3. 証票および会計記録を精査し、会計記録の正確性、妥当性を検証し、監査結果として以下の監査意見を形成する。
 - 1) 適正意見：当該行為または状況が相当である旨の監査意見
 - 2) 提言：当該行為または状況の改善が望ましいとする旨の監査意見（必要に応じてその改善状況を確認する）
 - 3) 是正勧告：当該行為または状況の早急な改善を求める監査意見（その改善の結果について原則3ヶ月以内に報告を受ける）
 - 4) 差止め：当該行為を止めさせるまたは当該状況の即時改善を求める監査意見（その差止め請求の結果について直ちに報告を受ける）

第7条（財産状況の調査）

1. 本会にとって重要な財産の取得、保有および処分状況について、適切に管理されているか否かを実地に調査する。
2. 年度末日における現預金、手元現金の残高については、それぞれについて実地に調査・確認する。

第8条（業務監査）

理事会・支部役員会決議その他における理事、支部役員意思決定の状況、および理事会・支部役員会の監督業務の履行状況を監視し検証し、場合により理事・支部役員に対して助言もしくは勧告、または差し止めの請求を行う。

第6章 監査の報告

第9条（監査報告書の作成）

1. 実施した監査方法および監査結果、並びにその監査意見の形成に至った過程および理由等を内容とする監査報告書を作成する。
2. 監査報告書には作成年月日を記載し、署名または記名捺印する。

第10条（理事長、支部長および会員への報告）

1. 監査の実施状況とその結果について、理事長または支部長に文書を添えて報告する。
2. 本部監事は、年度末監査結果について新年度早々に本部理事会に報告し、「豊友会だより」にその内容を掲載し、全会員に告知する。
3. 支部監事は、支部長に報告し、その後直近の支部総会において監査報告を行い本部に監査報告書として提出する。

第7章 実施並びに改廃

第11条（実施）

本基準は平成26年10月1日より実施する。

第12条（改廃）

本基準の改廃は、本・支部監事が発議し、本部理事会にて決定する。

（ 以 上 ）